

「令和8年熊本地震災害義援金」の受付を開始します

熊本県で発生した地震により被災された方々を支援するため、義援金を受け付けます。

1 長野県による義援金の受付

- ・義援金箱を県庁、県合同庁舎の受付及び銀座NAGANOに設置します。
- ・受け付けた義援金は、日本赤十字社へ送金します。その後、熊本県に設置された義援金配分委員会を通じ、被災された方々に配分されます。

【受付期間】

令和8年7月31日(金)から令和8年10月30日(金)まで

【受付時間】

県庁、合同庁舎：午前9時から午後4時30分まで(閉庁日を除く)

銀座NAGANO：午前10時30分から午後7時まで(定休日を除く)

(営業時間は変更になる場合があります)

2 日本赤十字社による義援金の募集

日本赤十字社が開設している次の口座へ振り込むことも可能です(※)。

なお、日本赤十字社の義援金の詳細は、日本赤十字社ウェブサイト(<https://www.jrc.or.jp/>)を御覧ください。

※インターネットバンキングを御利用いただくと、時間や場所を選ばずお振込みいただくことができます(別途振込手数料がかかることがあります)。

※振込手数料は、御利用の金融機関や振込手段によって異なります。

金融機関	口座番号	口座名
三井住友銀行 すずらん支店	(普)2787553	日本赤十字社 (ニホンセキジユウジシャ)
三菱UFJ銀行 やまびこ支店	(普)2105551	
みずほ銀行 クヌギ支店	(普)0620820	
ゆうちょ銀行・郵便局(※)	00190-3-605956	日赤令和8年熊本地震災害義援金 (ニッセイレイワハネンクマモトジシサイガイギエンキン)

※ゆうちょ銀行・郵便局の窓口における振込みは、振込手数料が免除されます(ATMによる通常払込み及びゆうちょダイレクトを利用の場合は、所定の振込手数料がかかります)。

3 税制上の措置

個人については、所得税法第78条第2項第1号、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金、法人については、法人税法第37条第3項第1号に規定する寄附金に該当します。

4 領収証明書の発行について

- ・領収証明書が必要な方は、御入金いただく際、各窓口（県庁にあっては会計課、各合同庁舎にあっては地域振興局総務管理課（総務管理・環境課））にお申出ください。
- ・銀行振込みにより2の口座へ送金していただいた場合は、控えとしてお手元に残る振込明細票等（インターネットバンキングによる送金の場合は、その確認画面を印刷したもの）をもって寄附金控除等を受けるための領収書（証明書）に代えることができます。

5 お問い合わせ先

機 関 名	電 話	ホームページ
長野県 (会計局会計課決算・国費係)	026-235-7351(直通) 026-232-0111(代表) 内線 3843 (FAX:026-235-7368)	https://www.pref.nagano.lg.jp/
日本赤十字社長野県支部	026-226-2073 (FAX:026-223-4181)	https://www.jrc.or.jp/chapter/nagano/

確かな暮らしを守り、
信州からゆたかな社会を創る

しあわせ信州創造プラン 3.0
～大変革への挑戦 「ゆたかな社会」を実現するために～

[長野県総合5か年計画推進中]

(問合せ先)

担 当 会計局会計課決算・国費係
勝又、池内、小島

電 話 026-235-7351（直通）
026-232-0111（代表）内線 3843

F A X 026-235-7368

メー ル kaikei@pref.nagano.lg.jp